○外務省告示第九号

一　ブルガリア共和国政府、サンマリノ共和国政府及びシリア・アラブ共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された次に掲げる諸文書の批准書を、それぞれ、平成二十二年五月二十七日、同年八月五日及び同年十一月十二日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第八追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈢　万国郵便条約

㈣　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、それぞれの寄託の日にその国について効力を生じた。

二　ギリシャ共和国政府は、平成十六年十月五日にブカレストで作成された次に掲げる諸文書の批准書を平成二十二年五月三十一日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第七追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則

㈢　万国郵便条約

㈣　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にギリシャ共和国について効力を生じた。

三　アメリカ合衆国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の批准書、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「郵便送金業務に関する約定」の加入書及び次に掲げる諸文書の承認書を平成二十二年七月三十日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合一般規則の第一追加議定書

㈡　万国郵便条約

よって、これらの文書は、寄託の日にアメリカ合衆国について効力を生じた。

○文化庁告示第一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
辰巳用水	平成二十二年文部科学省告示第十二号	金沢市（石川県）

四　ベトナム社会主義共和国政府は、平成二十年八月十二日にジュネーブで作成された「万国郵便連合憲章の第八追加議定書」の批准書を平成二十二年八月五日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

よって、同議定書は、寄託の日にベトナム社会主義共和国について効力を生じた。

五　アルゼンチン共和国政府は、平成十六年十月五日にブカレストで作成された次に掲げる諸文書の加入書を平成二十二年十月十三日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

㈠　万国郵便連合憲章の第七追加議定書

㈡　万国郵便連合一般規則

㈢　万国郵便条約

㈣　郵便送金業務に関する約定

よって、これらの文書は、寄託の日にアルゼンチン共和国について効力を生じた。

六　コンゴ共和国政府は、昭和五十九年七月二十七日にハンブルクで作成された「万国郵便連合憲章の第三追加議定書」、平成元年十二月十四日にワシントンで作成された「万国郵便連合憲章の第四追加議定書」、平成十一年九月十五日に北京で作成された「万国郵便連合憲章の第六追加議定書」及び平成十六年十月五日にブカレストで作成された「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」の批准書を平成二十二年十一月十日に万国郵便連合国際事務局長に寄託した。

よって、これらの文書は、寄託の日にコンゴ共和国について効力を生じた。

（平成二十二年十二月十五日付け万国郵便連合国際事務局文書）

平成二十三年一月十三日

外務大臣　前原　誠司

○文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、音如ヶ谷瓦窯跡、市坂瓦窯跡、梅谷瓦窯跡及び鹿背山瓦窯跡の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条の規定により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
奈良山瓦窯跡 歌姫瓦窯跡 音如ヶ谷瓦窯跡 市坂瓦窯跡 梅谷瓦窯跡 鹿背山瓦窯跡	昭和五十一年文部省告示第五十七号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十七号	木津川市（京都府）

○文化庁告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、福島県白河市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項の規定により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
白河官衙遺跡群 関和久官衙遺跡 借宿廃寺跡	昭和五十九年文部省告示第百十二号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十七号	白河市（福島県）

○文化庁告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、徳島県阿南市及び勝浦郡勝浦町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項により告示する。

平成二十三年一月十三日

文化庁長官事務代理
文化庁次長　吉田　大輔

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
阿波遍路道 鶴林寺道 太龍寺道 いわや道	平成二十二年文部科学省告示第百二十三号	阿南市（徳島県） 勝浦町（徳島県）